

ワークシートのとりまとめ（「障害者支援の基本方向」に沿って）

（１）だれもがともに暮らせるまちづくり

障害についての理解と支えあいの推進

（市民等への啓発の推進）

- ・親亡き後当事者はどうするのか。他障害と比べて世間や身内からも理解が薄い。（精神障害者）
- ・関係職員や市民への理解促進

快適で安心な生活環境整備の推進

（２）一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

生涯を通じた学習への支援の充実

（一貫した支援の推進）

- ・ワンストップの相談支援ネットワークのあり方の検討が必要。学齢前 - 学齢期 - 成人期 - 壮年期 - 老年期のライフステージにおける一貫した相談支援体制が必要で、特に、教育関係との連携の必要性。総合相談窓口の開設。

（障害児保育の充実）

（特別支援教育の充実）

- ・学童期の療育支援の資源が乏しい。
- ・就学後児童（学齢期）の療育に関する相談があり、OT,ST,PT による療育相談の希望が多く出ている。
- ・不登校の児童の相談。学校と家庭の間を埋める存在として、特別支援教育コーディネーターと相談事業の協働
- ・障害児教育の充実を求め、発達保障の視点を見失わない。
- ・障害児の放課後や学校等の長期休業中の際の見守りやフォロー体制が必要である。
- ・また、放課後児童クラブ等の指導体制の充実が必要ではないか。

（発達障害に対する支援の充実）

(当事者活動への支援の充実)

就労や社会参加への支援の充実

(就労に対する支援の充実)

- ・「障害者の就労促進と所得向上」を目的に、官公庁は授産施設から授産品の購入、また施設や公園清掃など優先的に行っていくべきである。
- ・庁舎内実習が実現できるように検討して欲しい。
- ・病院や特別養護老人ホームでの清掃実習を受け入れてもらえるように働きかけてほしい
- ・就労した生徒や職業訓練所に行った生徒のアフターケアの充実が必要である。特に保護者の方に生活能力の力が弱いとなおさらである。
- ・特に精神障害者の特性に応じた連携が必要(病気により、体調に波があり、障害が固定しない。安定した就労生活を支えるには、医療機関・福祉機関・労働機関等の連携による継続した支援が必要)
- ・職場実習の場の確保。賃金が出る短期訓練のできる職場の確保
- ・職場訓練を支援するスタッフ体制確保(訓練の事業化で職員の補充をする)が必要
- ・障害者計画や公的な会議への意見具申(障害者就業・生活支援センター実務担当者会議など)
- ・各就労支援機関における役割分担の明確化(対支援者、利用者)とそれらの共通認識を得ること
- ・どの利用者・支援者に対しても、分かりやすく、利用しやすい社会資源や就労支援の仕組みが地域に根付くこと
- ・公的機関で障害者の雇用や実習に積極的に取り組んでもらえるような体制作り

(企業等における雇用の推進)

- ・商工労働部サイドからの障害者就労に関するサポートの強化(企業団体と支援者団体との関係作り、障害者雇用に向けての啓発活動)

(就労移行事業等の充実)

- ・市内における各就労移行事業所とセンターとの連携の模索

(福祉的就労の場の確保)

- ・学卒後の障害者の労働の場をどうするか?

身体とこころの健康づくりと医学的リハビリテーションの推進

(医療・リハビリテーションの充実)

(地域移行を推進するための医療的支援の充実)

(3) 自分らしい生活を支えるサービスづくり

相談支援の充実

(相談支援事業の充実)

- ・ 5つの委託相談支援事業所がそれぞれの特色を生かした中で、しかし、3障害一本化の流れの中で、どのように相互連携と研鑽をつみ、円滑な連携を行っていくべきかが課題
- ・ 利用者にとって、相談支援事業の垣根を下げていくための総合相談窓口の開設が必要
- ・ 委託の相談支援事業を増やすべきである

(ケアマネジメントの充実)

- ・ ケースを通じての連携体制作り
- ・ ケアマネジメント手法による支援の定着化
- ・ ケアマネジメント手法をもちいた、よりよい援助を行なうために、スタッフの力量を上げること。
- ・ 行動援護、重度訪問介護などの事業の活用は、日中活動と合わせトータルに考え、個人を支援する必要があります。ケアマネ手法を活用し、自立支援協議会の支援スタッフ部会(実務部会)で話し合われるべきだと考えます。
- ・ 触法ケースに対して、入所施設や今ある制度利用対応だけでなく、横断的、複合的に支援するため、弁護士、警察など関係者及び自立支援協議会の積極的な介入をお願いしたい。

(相談機関のネットワークの推進)

- ・ 就業・生活支援センターと指定の相談支援事業所などとの連携のあり方や精神の医療機関のケースワーカー、社協、地域包括センター、子ども家庭センター、保健所など地域の相談機関と広くネットワークづくりを今後どのように行っていくのが課題

(相談支援事業者とサービス提供事業者の連携の推進)

- ・ 困難ケースなどの課題解決のため、現状の相談支援事業を一層強化するとともに、関係機関が集まる「サービス調整会議」を開催されたい。
- ・ 今後、利用者の事業所やサービスの利用の仕方が複雑になってくる事が予想される。その時に、どこが主となって、利用者の支援計画や実施内容を把握し、サービス提供をするのかを明確にする必要がある。市のワーカー、相談支援事業所の相談員、各事業所のサービス管

理責任者の連携と役割をしっかりと決めてほしい。

- ・就労支援部会に障害種別ごとのワーキングチームが必要と考える。地域に就労支援の流れを作ることを目的とするネットワークが不可欠である。寝屋川では、精神障害者関係しか就労支援ネットワークがない。他障害関係機関でも必要と考える。
- ・地域で相談支援事業所が受け持つ役割の明確化、他機関との連携や分担の協議。

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実

(障害福祉サービス等の充実)

- ・他障害に比べて精神障害者にはグループホームや援護寮が非常に少ない。
- ・障害者自立支援法の支給決定プロセスの中で、相談支援事業所の役割の明確化と利用者サイドにたった支給決定の仕組み作りの必要性
- ・社会資源の不足 学童期の療育支援、児童の日中一時、短期入所、移動支援の事業所、成人期の日中活動の場、
- ・利用者負担の撤廃
- ・重度の障害を抱えている生徒、医療的ケアの生徒の卒業後の居場所がどんどんせばまっているのでなんとか考えてほしい
- ・ショートステイサービス利用について、必要なときに利用できる施設が少ない。
- ・サービス利用計画の支給対象者は、福祉サービスの利用がなくても「地域移行ケース」や「自力でのサービス調整が不可能な人」については支給対象者とすべきと考える。

(サービス提供体制の充実)

- ・介護者の死亡、長期入院、虐待、などの理由による緊急かつ長期的な受け皿(資源)は、入所施設のショートステイが主とされているが、現状はどこも飽和に近い状態であり、仮に入所してもその後の支援の方向性や展開など、本人支援以外の部分の支援に関しての体制が組み立てられておらず問題が長期化していく傾向にある。
- ・ケアホーム、グループホームといったサービスについての利用の場合、サービスの性質上、緊急的な利用は困難であると思われるが、各事業所の情報や募集状況などについての情報がつかみにくい。
- ・制度からもれ落ちる障害者へのセーフティーネットをどう考えるか？
- ・重度障害者の地域生活への支援をどうするか？(特に知的障害の重い人への支援、車椅子を利用している人への支援)また、将来への不安をどう解消するのか？市としての責任はどこにあるのか？
- ・地域で在宅やケアホームで生活している障害者が65歳を超えた場合のサービスの利用について、障害、高齢と横断的に福祉サービスの利用が必要になった場合の本人主体のケア計画の立て方。

- ・自立支援法などを誤って理解している事業所や、事業所によって理解度の差が大きいなどの問題があるので、勉強会などを実施し、事業所の質を向上させる必要がある。
 - ・多様な訪問系サービスと日中活動の場の整備（精神）
 - ・事業所間のネットワークが築けていないので、ネットワーク構築に力を入れる必要がある。
 - ・障害福祉サービスを受けたいと考えている方々が増える一方で、従業者の人数が少ない事や、新しく障害福祉で働こうと思う人の減少により、事業所側の体制が整わず、受け入れを断わる結果、多くの障害者(児)がサービスを受けることができないでいる。その背景として、報酬単価が低い為、労働内容に対して働き手が満足のいく報酬を事業所が支払えないなどの原因が考えられるので、市町村と協議していく必要がある。
 - ・通所年限5年を過ぎてもなお新たな行き先がなく、定員を超えない範囲で継続して通所している現状があります。このままでは平成21年4月以降に定員を超過する可能性もあり、寝屋川市の今後の調整をよろしく願います。（すばる北斗）
 - ・家庭での生活環境が厳しい生徒にとって通勤寮などは必須であるが、なかなか入りにくくなっている。
 - ・医療的ケアを必要とする方を含む在宅の重度重複障害者の日中活動を保障する新たな受け皿が必要と考えます。
 - ・地震や火災等による災害による障害者に対する対策がまだまだ立ち遅れているように感じます。ケアホームでの火災事例から学び、利用者の安全確保のための対策を関係者の協力を得て策定されたい。
 - ・福祉の人材確保は今年に入りより一層厳しい現状にあります。特に「生活介護事業」には看護師の配置が義務付けられているにもかかわらず、看護師確保は相当厳しいものがあります。寝屋川市として人材確保のための対策を国、府に強く働きかけるとともに、市に登録されている人材の紹介など積極的な支援をお願いしたい。
 - ・全国で言われていることながら、福祉従事者のマンパワーの不足。人員の育成や確保。行政で行なわれる福祉報酬の改善もさることながら、仕事としての魅力をどう訴えていくべきか。
 - ・日中一時支援事業の報酬額をせめて非常勤職員を雇入れることができる単価に引き上げてください。
 - ・寝屋川市障害者長期計画には、サービス利用の目標数値が記載されているが、目標を達成したとしても、実際にどのくらいの障害者・児の方々がサービスを受けることができているのが等を調査、把握及び原因究明しなければならないのではないのでしょうか。また、その原因となっているであろう従業者の減少や事業所の現状などを考慮し、障害福祉施策を考えていく必要があるのではないのでしょうか。
- （サービスの利用促進）
- ・制度からもれ落ちる障害者へのセーフティーネットをどう考えるか？

(家族に対する支援の充実)

- ・ 保護者、生徒共にボーダーであり、そういう家庭のケアが増えている。
- ・ 家族サポート (精神障害)

(地域移行を推進するための取り組みの充実)

- ・ 地域移行のケースや引きこもりがちなケースへの対応として、訪問などのアウトリーチの実施と、そのためのバックアップ体制の保証 (職員の補充) が必要。
- ・ 居住支援システムの構築
- ・ 圏域全体で退院促進を進める体制整備

(制度のすき間に対する取り組みの推進)

- ・ 発達障害や高次脳機能障害、軽度の知的障害 + 精神障害の重複、といった制度の「すきま」になっている人たちの支援と支援ネットワークの構築の必要性

権利擁護に対する支援の充実

(金銭管理を支援するサービスの充実)

- ・ 大阪府の財政状況により、当該事業費 (福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理サービス、書類預かりサービスなどを提供) が平成 20 年 8 月以降 10% 縮減されている。事業費の縮減は、障害者等の自立を阻害するものであり、撤回してほしい。